明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業五一）　一
〔規則〕
○原子力事業者等による放射線管理等報告の合理化のための原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則（原子力規制委八）　一四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人経済産業研究所平成二十九年度財務諸表、日本放送協会落札、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金変更関係　一三六
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○経済産業省令第五十一号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十九号）の施行に伴い、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第四条第一項、第二項第六号及び第三項、第五条第四項及び第五項、第八条第二項第四号、第九条第二項、第十二条、第十三条、第十六条第二項、第十七条並びに第二十四条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則
（用語）	（用語）
第一条　この省令において使用する用語は、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。	**第一条**　この省令において使用する用語は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。
（規制年度）	（規制年度）
第三条　法第四条第一項の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。	**第三条**　法第四条第一項の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。
一～六　［略］	一～六　［略］
七　議定書附属書Fのグループ1及びグループⅡ　平成三十一年以降の毎年の一月一日から十二月三十一日までの期間とする。	［新設］
（製造数量の許可申請）	（製造数量の許可申請）
第四条　［略］	**第四条**　［略］
2　法第四条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。	2　法第四条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
一　申請の日の属する月の前々月までの一年間（経済産業大臣が別に告示する場合にあつては、当該告示に定める期間）の特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類	一　申請の日の属する月の前々月までの一年間（経済産業大臣が別に告示する場合にあつては、当該告示に定める期間）の特定物質の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類